



《会計・税務の知識》太陽光発電装置の導入支援

9月22日に開かれた国連気候変動首脳会合（気候変動サミット）で、鳩山首相が、日本の温室効果ガス削減の新たな中期目標として「2020年までに1990年比で25%減を目指す」と表明しました。その対策の一つとして以前から日本が推進しているのが、太陽光発電です。税額控除や補助金の後押しもあり、太陽光発電装置の個人住宅への設置が進んでいます。

1. 税制優遇制度

①住宅特定改修特別税額控除

自己の居住用家屋について一定の省エネ改修工事を行った場合には、工事費用等200万円（太陽光発電装置を設置する場合には300万円）を限度として10%相当額を所得税額から控除することができます。適用期間は、平成21年4月1日から平成22年12月31日です。

②特定増改築等借入金等特別控除

借入金により一定の省エネ改修工事を行った場合において、控除対象借入限度額1,000万円の1%（一定の省エネ改修工事相当部分については200万円を限度に2%）を所得税額から控除することができます。これらのふたつの制度は工事費用30万円以上のものが適用です。

③住宅借入金等特別控除

同じく借入金により一定の増改築等（一定の省エネ改修工事を含む）を行った場合にはいわゆる住宅ローン控除を適用することもできますが、こちらは工事費用が100万円以上のものに限定されています。これらの3つの制度は各々選択適用です。

2. 補助金制度

(1) 国の補助金制度

補助金額は、太陽電池モジュールの公称最大出力1kwあたり7万円です。ただし、最大出力が10kw未満で、かつ、システム価格が70万円/kw以下であることなどの条件があります。一般家庭の標準的な3.5kWの太陽光発電システムを設置すると、補助金額は24.5万円です。なお、工事の着工前に補助金申請する必要がありますので留意が必要です。

(2) 国以外の補助金制度

国以外の補助金制度は、各自治体によってその内容は独自です。ここでは、東京都板橋区をモデルに補助金制度の内容をみてみます。

区分	補助金額（1kwあたり）	実施期間
東京都	10万円。交付額の上限は、戸建住宅100万円、集合住宅は100万円に当該住宅の総戸数を乗じて得た額	H21.4.1 ～ H23.3.31
板橋区	2.5万円。交付額の上限は10万円	H21.4.1～ H22.3.19

補助金制度の対象条件さえクリアできれば、国、都道府県、市区町村全ての補助金を受け取ることが可能です。

3. 余剰電力買取制度

平成21年11月1日より、太陽光発電の新たな買取制度がスタートします。電力会社は、現在、自主的に太陽光発電の余剰電力を一般住宅では1kwh当たり24円程度で買い取っています。新制度では、現状の倍額の48円での買取です。現状では、買取初年度の価格での10年間の買取期間が定められています。

4. シミュレーション

補助金や税制優遇、買取制度等の後押しはあっても導入にあたり費用対効果の検討が欠かせません。専門家によるシミュレーションをご活用ください。

①太陽発電システムの導入費用

平成19年度の住宅用太陽光発電システム平均設置価格（機器・工事費込み）は、約70万円/1kw（H19年新エネルギー財団調査報告）です。標準的な3.5kw設備で約250万円導入費用がかかります。

②補助金

国から24.5万円、東京都から35万円、板橋区で8.75万円の合計約69万円の補助金が得られます。

③税額控除

自己資金で購入したとすると、住宅特定改修特別税額控除の所得税額控除が25万円（＝250万円×10%）です。

補助金と税額控除の合計は94万円であり、太陽発電システム導入の実質負担は156万円（＝250万円－94万円）です。

④太陽発電システム投資の回収期間

太陽電池容量1kwシステム当たりの年間発電量は約1,000kwhといわれています。標準的な3.5kwの太陽光発電システムで3,500kwhが生成できます。仮に自家消費分を2,000kwh、買取分を1,500kwhとしてみます。

自家消費分が4万8千円（＝2,000kwh×24円（1kwh＝24円と仮定））、買取分が年間7万2千円（1,500kwh×48円）だとします。

太陽発電システムの回収期間は、11年目を以降も同額で買取されると仮定すれば、約13年（＝156万円÷（4.8万円＋7.2万円））です。